

茨木市妊婦健康診査実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、妊娠している者（以下「妊婦」という。）に対して健康診査を実施することにより、健康管理の向上に資することを目的とする。

(対象者)

第2 妊婦健康診査（以下「健康診査」という。）の対象者（第5、第6及び第8において「対象妊婦」という。）は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている妊婦とする。

(実施の方法)

第3 健康診査は、次に掲げるものに委託する方法により実施するものとする。

- (1) 一般社団法人大阪府医師会の会員となっている医療機関
- (2) 一般社団法人大阪府助産師会の会員となっている助産所
- (3) その他市長が特に認めた医療機関又は助産所

(助成額及び回数)

第4 健康診査の助成額及び助成回数の上限は、別表のとおりとする。

(受診券の交付)

第5 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に基づく妊娠の届出（次項において「妊娠の届出」という。）をした対象妊婦に対し、第4に定める回数分の妊婦健康診査受診券（兼結果通知票）（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、他の市町村において妊娠の届出をし本市に転入した対象妊婦が妊娠している旨を市長に届け出た場合は、既に受診した健康診査の回数と合わせて14回（多胎妊婦の場合は19回）を超えない回数分の受診券を交付するものとする。

(受診等)

第6 対象妊婦は、健康診査を受診しようとするときは、受診券を医療機関又は助産所に提出しなければならない。ただし、第3第3号に掲げる医療機関及び助産所で受診するときは、この限りでない。

2 健康診査の回数は、妊娠23週までに4回、妊娠24週以降35週までに6回及び妊娠36週以降に4回を基準とする。

(支払費用の請求)

第7 第3第1号に掲げる医療機関又は第3第2号に掲げる助産所は、健康診査を実施したときは、妊婦健康診査請求書に受診券を添付し、会員となっている大阪府医師会又は大阪府助産師会に助成金を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた大阪府医師会又は大阪府助産師会は、請求内容を審査後、1月分を取りまとめ、市長に請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定による請求が適当であると認めたときは、第3第1号に掲げる医療機関又は第3第2号に掲げる助産所に助成金を委託料として支払うものとする。

(助成の申請)

第8 第3第3号に掲げる医療機関又は助産所で健康診査を受診し、助成を受けようとする対象妊婦は、茨木市妊婦健康診査費用助成金申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 医療機関又は助産所へ提出しなかった受診券

(2) 健康診査について医療機関又は助産所が発行した領収書

2 前項の規定による申請の際、対象妊婦は、母子健康手帳を市長に提示しなければならない。

(交付決定等)

第9 市長は、第8の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付又は不交付を決定し、茨木市妊婦健康診査費用助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に助成金を支払うものとする。

(委託料等の返還)

第10 市長は、偽りその他不正の手段により委託料又は助成金の支払を受けた第3第1号に掲げる医療機関若しくは第3第2号に掲げる助産所又は妊婦があるときは、その医療機関若しくは助産所又は妊婦から支払った助成額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(事後指導)

第11 健康診査の結果、事後指導を要するとされた者については、市と第3各号に掲げる医療機関又は助産所が連携を図り、必要に応じて市の保健師による保健指導を行うなど、十分な事後指導を行えるよう配慮する。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第12 第3各号に掲げる医療機関又は助産所は、委託業務の処理上で知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 第3各号に掲げる医療機関又は助産所は、委託業務の処理上で知り得た個人情報その他の秘密を委託業務以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第13 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市妊婦健康診査実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成21年4月1日以後に妊婦が受けた健康診査について適用し、同日前に妊婦が受けた健康診査については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、既に交付されているこの要綱による改正前の茨木市妊婦一般健康診査実施要綱第5に規定する妊婦一般健康診査受診票（兼結果通知書）のうち、平成21年4月1日以後の健康診査の受診に係るものについては、新要綱第4第3項の規定により交付されたものとみなす。
- 4 平成21年3月31日以前に母子保健法第15条に基づく妊娠の届出を行った者が、平成21年4月1日以後、市長に受診券発行の届出を行ったときは、新要綱第4第2項に規定する健康診査の回数に準じ、当該対象妊婦の当該届出をした日における妊娠週数に応じた枚数の受診券を交付する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から実施し、平成22年10月6日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成22年10月6日から平成23年2月1日までの間に、改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱第4第1項の規定により助成額を9,000円とする助成金の支払を受けた対象妊婦は、改正後の茨木市妊婦健康診査実施要綱（次項及び第4項において「新要綱」という。）第4第1項に規定する助成額と9,000円の差額の支払を受けることができる。
- 3 前項に規定する差額の支払を受けようとする対象妊婦は、茨木市妊婦健康診査費用助成金申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、新要綱第3第1号に掲げる医療機関又は第3第2号に掲げる助産所で健康診査を受診した対象妊婦については、第1号に掲げる書類の添付は、不要とする。
 - (1) 医療機関又は助産所へ提出しなかった受診券
 - (2) 健康診査について医療機関又は助産所が発行した領収書
- 4 新要綱第7第2項及び第3項並びに第8の規定は、第2項に規定する差額の支払について準用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に6回以上の健康診査を受けている対象妊婦に係る助成額については、改正後の第4第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる対象妊婦が受けた健康診査の回数に応じ、当該各号の表に定める額とする。

(1) 6回

	健康診査1回当たりの助成額	助成回数の上限
1	12,000円	1回
2	5,000円	2回
3	3,000円	11回

(2) 7回

	健康診査1回当たりの助成額	助成回数の上限
1	12,000円	1回
2	5,000円	1回
3	3,000円	12回

(3) 8回以上

	健康診査1回当たりの助成額	助成回数の上限
1	12,000円	1回
2	3,000円	13回

- 3 前項の場合において、健康診査に要する費用が助成額に満たないときは、当該費用の額を助成する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に対象妊婦となっている者が改正前の別表1の項又は4の項の区分に係る健康診査を既に受けている場合の当該対象妊婦に係る助成額については、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

	健康診査1回当たり	助成回数の上限
--	-----------	---------

	の助成額	
1	16,000円	1回（改正前の別表1の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあっては、その回数を除した回数とする。）
2	12,000円	1回（改正前の別表1の項の区分に係る健康診査を受けた回数に限る。）
3	5,000円	2回
4	4,000円	11回（改正前の別表4の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあっては、その回数を除した回数とする。）
5	3,000円	10回（改正前の別表4の項の区分に係る健康診査を受けた回数に限る。）

備考 健康診査に要する費用が助成額に満たないときは、当該費用の額を助成額とする。

- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成25年6月12日から実施する。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際現に対象妊婦となっている者がこの要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱別表（以下この項において「改正前の別表」という。）各項の区分に係る健康診査を既に受けている場合の当該対象妊婦に係る助成額及び助成回数の上限については、この要綱による改正後の茨木市妊婦健康診査実施要綱別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

	健康診査1回当たりの助成額	助成回数の上限
1	19,000円	1回（改正前の別表1の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあっては、その回数を減じた回数とする。）

2	16,000円	1回（改正前の別表1の項の区分に係る健康診査を受けた回数に限る。）
3	8,000円	2回（改正前の別表2の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあつては、その回数を減じた回数とする。）
4	5,000円（改正前の別表2の項の区分に係る健康診査を受けていない場合）	11回（改正前の別表3の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあつては、その回数を減じた回数とする。）
5	5,000円（改正前の別表2の項の区分に係る健康診査を1回受けている場合）	12回（改正前の別表3の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあつては、その回数を減じた回数とする。）
6	5,000円（改正前の別表2の項の区分に係る健康診査を2回受けている場合）	13回（改正前の別表3の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあつては、その回数を減じた回数とする。）
7	4,000円	11回（改正前の別表3の項の区分に係る健康診査を受けた回数に限る。）

備考 健康診査に要する費用が助成額に満たないときは、当該費用の額を助成額とする。

- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際現に対象妊婦となっている者がこの要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱別表（以下この項において「改正前の別表」という。）各項の区分に係る健康診査を既に受けている場合の当該対象妊婦に係る助成額及び助

成回数の上限については、この要綱による改正後の茨木市妊婦健康診査実施要綱別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

	健康診査 1 回当たりの助成額	助成回数の上限
1	23,000円	1 回（改正前の別表 1 の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあっては、その回数を減じた回数とする。）
2	19,000円	1 回（改正前の別表 1 の項の区分に係る健康診査を受けた回数に限る。）
3	11,000円	2 回（改正前の別表 2 の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあっては、その回数を減じた回数とする。）
4	8,000円	2 回（改正前の別表 2 の項の区分に係る健康診査を受けた回数に限る。）
5	8,000円（改正前の別表 3 の項の区分に係る健康診査を 3 回以上受けていない場合）	1 回
6	13,000円（改正前の別表 3 の項の区分に係る健康診査を 9 回以上受けていない場合）	1 回
7	6,000円	9 回（改正前の別表 3 の項の区分に係る健康診査を受けた場合にあっては、その回数（当該回数が 3 以上 8 以下のときは当該回数から 1 を減じた回数とし、当該回数が 9 以上のときは当該回数から 2 を減じた回数とする。）を減じた回数とする。）
8	5,000円	11 回（改正前の別表 3 の項の区分に係る健康診査を受けた回数に限る。）

備考 健康診査に要する費用が助成額に満たないときは、当該費用の額を助成額とする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月20日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表（第4関係）

	健康診査1回当たりの助成額	助成回数の上限
1	23,000円	1回
2	11,000円	2回
3	6,000円	9回
4	8,000円	1回
5	13,000円	1回

備考 健康診査に要する費用が助成額に満たないときは、当該費用の額を助成額とする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月1日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表（第4関係）

	健康診査1回当たり	助成回数の上限

	の助成額	
1	23,000円	1回
2	11,000円	2回
3	6,000円	9回
4	8,000円	1回
5	13,000円	1回
6	5,000円	5回（ただし、多胎妊婦に限る。）

備考 健康診査に要する費用が助成額に満たないときは、当該費用の額を助成額とする。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和6年2月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市妊婦健康診査実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

茨木市妊婦健康診査費用助成金申請書兼請求書

（あて先）茨木市長

次のとおり、妊婦健康診査費用の助成を関係書類を添えて申請します。

なお、助成金の交付の決定があったときは、当該助成金を請求します。

申請日		年 月 日						
申請者（受診者）	フリガナ				生年月日	年 月 日		
	氏 名	Ⓜ (自署の場合は押印不要)						
	住 所	茨木市 電話番号 — —						
受診医療機関	名称：				所在地： 都道府県			
出産日もしくは 出産予定日	年 月 日							
金 額	No	(円) 助成上限額	(円) 申請金額 (左記上限内)	受診年月日	No	(円) 助成上限額	(円) 申請金額 (左記上限内)	受診年月日
	1	23,000		. .	11	6,000		. .
	2	6,000		. .	12	13,000		. .
	3	6,000		. .	13	6,000		. .
	4	8,000		. .	14	6,000		. .
	5	6,000		. .	15 (多胎1)	5,000		. .
	6	6,000		. .	16 (多胎2)	5,000		. .
	7	11,000		. .	17 (多胎3)	5,000		. .
	8	11,000		. .	18 (多胎4)	5,000		. .
	9	6,000		. .	19 (多胎5)	5,000		. .
	10	6,000		. .	合計金額			
（受診先者口名義） 振込先口座	金融機関	銀行 金庫 農協			本店 支店 出張所	支店 コード (3桁)		
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄			フリガナ			
	口座番号				口座名義			

〔同意〕

審査のため、私の住民基本台帳を茨木市長が閲覧することに同意します。

申請者 Ⓜ
(自署の場合は押印不要)

様式第2号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名 様

茨木市妊婦健康診査費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市妊婦健康診査費用助成金について、次のとおり決定したので通知します。

決定内容	交付 ・ 不交付
	交付決定額 円 (年 月 日に、申請者指定の口座に振り込みます。)
不交付の理由	
備考	

年 月 日

茨 木 市 長

印